

## 福祉文教委員会会議録

開閉日時 令和4年9月22日（木） 午前10時00分～午前10時41分

会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

2番 神谷 直子、 4番 杉浦 浩一、 5番 岡田 公作、  
8番 黒川 美克、 10番 杉浦 辰夫、 14番 小嶋 克文、  
16番 倉田 利奈、  
オブザーバー  
議長（12番） 鈴木 勝彦

### 2. 欠席者

9番 柳沢 英希

### 3. 傍聴者

1番 荒川 義孝、 3番 杉浦 康憲、 6番 柴田 耕一、  
11番 北川 広人、 13番 今原ゆかり、 15番 内藤とし子、  
一般1名

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、  
企画部長、総合政策GL、秘書人事GL、  
福祉部長、健康推進GL、地域福祉GL、介護障がいGL、  
福祉まるごと相談GL、  
こども未来部長、こども育成GL、  
文化スポーツGL、文化スポーツG主幹  
学校経営GL、学校経営G主幹

## 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

## 6. 付議事項

- (1) 議案第45号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第46号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第6回）
- (3) 議案第50号 令和4年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）
- (4) 陳情第10号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情
- (5) 陳情第11号 防衛省によるミャンマー国軍士官・士官候補生の受け入れ中止を求める意見書の提出を求める陳情
- (6) 陳情第12号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために高浜市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情
- (7) 陳情第13号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により、傍聴を許可しましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は多数であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る9月9日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案3件、陳情4件であります。

当委員会の議事は、議事付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件について、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、黒川美克委員を指名いたします。

それでは当局のほうから説明を加えることがあれば、お願いします。

説（企画部） はい、特にございませぬ。

委員長 これより質疑に入りますが、円滑な委員会運営のため、総括質疑との重複を避け、発言は議題の範疇を超えないようお願いいたします。

《議 題》

（1）議案第45号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（16） まず、こちらの条例が可決された後に、職員の方に、具体的

にいつぐらい、どのような形で御説明をされるかということと、あと今回の条例改正につきましては、人事院規則に基づき愛知県が市町村向けに作成した準則に則して作成ということですので、高浜市としては、市町村向けの鏡が、こんなふうで作成するといいいですよっていうものに多分、則されてると思うんですけど。近隣市の状況についても教えてください。

答（秘書人事） 最初の御質問の周知の関係についてお答えをさせていただきます。

まず、今回の条例改正のメインになっております非常勤職員、会計年度任用職員になりますが、家族構成等は、人事では把握していませんので、議会最終日にこの議案が可決をされましたら、文書をもちまして、全会計年度任用職員に、こういった制度がありますという御案内を送る予定をしております。

正規職員につきましては、庁内の掲示板で周知ができますので、そういったものを活用しまして、周知を図ってまいりたいと考えております。それから二つ目の御質問でございます。

今回の条例改正の準則の関係でございますが、愛知県から示されておりまして、基本、他の市町さんも同様のつくり方をされており、本市と同様の改正内容と理解をしております。

以上でございます。

問（16） ありがとうございます。今、文書のほうで、お伝えするってことだったんですけど、今回の件って、ちょっとある意味ややこしいというか、わかりづらい部分が多いものですから、その辺りを説明とかは何かされる機会があるのかどうかっていうところを教えてください。

答（秘書人事） 今おっしゃったように、まずは文章で、全会計年度任用職員に通知をする予定をしておりますが、当然ながら、それを読まれて、わからない方もいらっしゃると思いますので、そういった場合には文章の中に、不明点については、秘書人事グループに個別に御相談くださいという文面をつけておりますので、あとは個別相談で対応してまいりたいと考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第45号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第46号 令和4年度高浜市一般会計補正予算(第6回)

委員長 質疑を行います。

問(4) いきいき広場の防犯カメラの設置についてなんですけども、データの保存期間、一般的にはどれぐらいを予定しているのかと、明らかに問題が起きた箇所、トラブルった場合の画像ですね、それを、別途、切り取りして保存する御予定はあるかお知らせください。

答(地域福祉) まず、カメラの保存期間なんですけど、1週間ほど保存しまして自動更新で消えていくというような形になります。

設置個所につきましては、主要新規の概要にも載せてあるように、事務所に2か所、二階のロビーに2か所、三階のロビーのほうに2か所ということで、全方向、広角で撮っていくような形に考えております。

設置目的にありますように、施設内での犯罪、事件・事故等がありましたら、管理責任者を置きますけど、そちらのほうで保存を、残していくという指示で残すことになります。

委員長 ほかに。

問(10) 説明書のほうのページ57の10款の2項と3項の教育費、小学校と、それから中学校ですけど、小学校の維持管理費事業ですか、これの光熱水費、それから中学校の維持管理事業の光熱水費が増額の要因としてはどのようなあれがあるかということをお願いいたします。

答(学校経営) 光熱水費の増額ということでございますが、特に、電気料金及びガス料金につきまして、原料費等の高騰によりまして、それぞれ値上がりをしております。

現状のペースで電気・ガスを利用してまいりますと、12月ごろに当初

予算を使い切ることが見込まれるため、この9月補正予算に計上させていただきます。

よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

問（16） では、まず補正予算書の53ページの2款1項20目、社会福祉費支給事業等補助金返還金のところで、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業費国庫補助金返還金5,858万6,000円と子育て世帯臨時特別給付金補助金返還金1,893万8,000円。このあたりがちょっと非常に金額が多いので、どのような理由でこのような金額が発生しているのか、分析内容について教えていただきたいのと。

それから先ほどから話があります次ページの3款1項2目のいきいき広場の管理運営事業について、先日の議案説明で、このような、いきいき広場に設置するような防犯カメラが近隣市でも設置されてるってことですので、まずそこを具体的に教えてください。

答（地域福祉） まず、非課税世帯の臨時特別給付金の返還金の件につきましてですが、令和4年の2月に概算払いとして、2億9,888万7,000円を受入れております。その内、3年度末までに支出見込みがない4,110万5,000円を一旦、翌年度の歳入分として、3月に戻入返還しております。

今回の返還金につきましては、受入れた残額、2億5,778万2,000円の内、3年度で支出した実績額を超過した分を返還として、5,858万5,146円の返還を行うものとなります。

それから、近隣市の状況になりますが、近隣市につきましては、5市のほうで設置の状況になりますけど、刈谷市におきましても31台設置しております。安城市におきましては51台、それから、碧南市は33台、それから知立市は8台、西尾市は15台設置しているという情報をいただいております。

答（こども育成） 子育て世帯の臨時特別給付金の補助金返還金の額がなぜ大きいかですけれども、こちら、昨年12月にプッシュ型で支給した10万円の臨時特別給付金の返還、3月31日時点での精算の額になります。

最初の、当初の予算計上のときに国から示された算定式に沿って予算計上させていただいたところ、実績との間に、このような乖離がありましたのでその分を3月31日時点の精算という形で今回計上させていただいております。

委員長 ほかに。

問（16） まず確認なんですけど、その近隣市にカメラが設置されてるよってことなんですけど、これが具体的に当市が今後予定されています事務所内とか、それからロビーとかそういうところの、いわゆる室内にみんな設置されてるのかっていうところをお聞きしたいのと。

それから、来所目的が意に反する結果である場合、大声や物にあたるなど迷惑行為に発展するケースもあるってということが書かれてるんですけど、今回の事業の必要性・実施の背景のところ。これまで、どのような対応を市がされてきたのかっていうことを、お聞きしたいのと。それから、今回、いきいき広場に計6台設置予定ということなんですけど、本庁舎のほうに設置がされないのはなぜなのか、なぜ今回いきいき広場だけなのかっていうところもお聞きしたいと思います。

まずそこまでお願いします。

答（地域福祉） 近隣市のカメラの設置状況になりますが、大方、室内での設置となりますけど、一部、公用車の駐車場のほうに数台設置している市町村もありました。基本的には室内用となっております。

それから、二つ目の市の対応になりますが、総括のほうの時にもお話ししたように、福祉部におきましては資格の認定業務や扶助費の支給等を行っている業務でありますので、意に反しない結果になりますと、やっぱり声を荒げてしまうようなケースがあります。そういった時には、丁寧に時間をかけて説明を行っていくというようなことを行っております。

それから、本庁になりますけど、今回、最近、いきいきのほうではそういった迷惑行為がよく発生してきているものですから警察さんのほうからも、以前こういうトラブルについては、カメラを設置していくようにという指導がありまして、今回、数が増えてきてますので、この補正

予算にて設置をしていこうということになりました。

本庁のほうにつきましては、今後必要があれば検討していくことになっていきますが、まずは、いきいき広場の庁舎への迷惑行為や苦情も発生していることから、今回の補正で予算計上して設置していきたいというふうに考えております。

委員長 ほかに。

倉田委員、質疑は議題の範疇でお願いいたします。

よろしく申し上げます。

問（16） 説明で、モニターから常時見ることができますよってというお話があったかと思うんですけど、管理者の指示の下、データ管理しますよってことで先ほどデータのお話があったんですけど、この管理者の指示というのは、いきいき広場の管理者ということなのかというところの確認と。それから、施設内の犯罪抑止のためということ、目指す成果ということを書かれてるんですけど、本当にこの間、いきいき広場に警察の方が何度も何度も来てるのは見てるんですけど、本当にこれが犯罪抑止になるのかなってということと。あと、今まで、やはりこれ、他市でこういう事例とか聞くと、例えば弁護士と相談をして、用事があるときは庁内に入ってもいいけど、そうじゃないときは入れないように命令を出すとか、そういう対応っていうのをすることによって警察のお世話になるべくなならないような形をとってきたりということがあるんですけど、そういうことをされてこなかったのかなっていうところをお聞きしたいのと。あとやっぱりこれ見ると業務妨害にもなるっていうところもありますので、今回のカメラの設置だけが抑止になるのかなっていうところがちょっと私、あまり理解できないのでその辺り教えていただきたいのと。

あと最後、これ今回、いわゆる福祉の窓口が多いところに設置されるということで、やはり市民でいろんな事情を抱えた方が福祉に来られるっていうケースが多いと思うんですね。そういう面では本庁よりもすごく何ていうんですかね、市民に対することもデリケートな案件とかがすごく多いと思うんですけど、そういう面で、やはりカメラがあるっていうことで、逆に市民の方が相談しづらかったりとか、そういうことにな

らないかなということをご心配しております。

あと今後、特にいきいき広場に図書館機能が移転されるとなると、今でも高校生とかすごく2階で勉強とかしてるんですけど、そういう学生さんたちも、ちょっと入りづらくなれないのかなっていうところでその辺りどのように考えているのか教えてください。

答（地域福祉） まず、カメラの設置に関して、管理者につきましては、地域福祉グループのほうが施設管理を行っておりますので、こちらのほうの管理職をもって、あてがっているということをご現在のところ想定しております。

その管理者の、何かあったときにその指示の下で、そこからデータを抽出するという形になってこようかと思えます。

それから、抑止になるのかということになると思うんですけど、こちらのほうは、今、カメラ設置をするに当たって、館内に防犯カメラが設置していますよという内容の掲示をしていきますので、それを見て抑止効果が働くことを期待しているところであります。

それから、弁護士の相談につきましては、ちょっと個別の案件になりますので、なかなかお答えはしにくいですが、一般的に法的な対応が必要になる場合には、弁護士等のほうへの相談は行うことになろうかと思えます。

それから、あと市民への心配というお話なんですけど、実際に相談を受けているのは、相談室の中で行っておりますので、実際に事務所内でのやりとりにつきましては、映りますけど、相談室の中身まで映ることはないのでは大丈夫かと思えます。ほかのほうの市町村にもお聞きしましたが、やはりそういった市民から何かあったという情報はなかったというようなことをご聞きしております。

委員長 ほかに。倉田委員、質問は簡潔にお願いいたします。

問（16） 今の御答弁でいくと、今まではそうやって弁護士と一緒に対応はされたことはないってことでよろしかったでしょうか。

答（副市長） 防犯カメラの件につきましては、グループリーダーが答弁しましたが、基本的に一般的なことを考えていただくと、コンビニ

に防犯カメラ、ちゃんといっぱい付いてますよね。それは悪い話ではなくて、我々はちゃんとお金を払ってちゃんと物を買えば、別にそれは抑止とかそういう話じゃないんですね。悪いことしようという悪意を持ってやれば、当然ながら抑止というのは働きますので、必要な部分を付けていくということ。

それから庁内できちんとそういった迷惑行為、暴力行為、そして職員に危害を与えるような不当な要求、そういったものがあれば、庁内の組織はきちんと持っております。必要に応じて事案については、庁内の中で協議をして、おっしゃったように、弁護士または警察への組織としての相談ということを対応してまいりますので、現段階では、まずはそういったものをしっかりと付けていくという段階でございます。

委員長 ほかに。

問（16） 今の副市長の御答弁でいくと、今までは警察には相談したけど、弁護士とかと相談して解決をするような動きはなかったということではよろしかったでしょうか。

答（福祉部） 私ども顧問弁護士がおりますので、顧問弁護士のほうに相談はかけさせていただいております。

問（16） 顧問弁護士と相談をして対処ができていれば、私はもうカメラは設置しなくてもよかったと思うので、お聞きしたいんですけど。

顧問弁護士さんとの御相談の上に、何か対応がし切れなかったからこのカメラを置くのか。それとも、対応はしてきたけど、こういうカメラを置きたいってということなのか。具体的に、今は顧問弁護士と相談をして対応してきたから、もう今はこういうことはないですよってことなのか。そこだけ最後教えてください。

答（副市長） そういうことがあれば、カメラを付けなくてもいいよ、じゃなくて、そこに至るまでに、きちんとそこを監視したりとか、そういったことが起きないように抑止するためにカメラを付けるんですよ。

だから、顧問弁護士に全て相談して、その解決策が全て見つければ、事案が全部解決するというのではなくて、前後逆だと思います。よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第46号の質疑を打ち切ります。

問（16） すいません。ちょっとほかの補正予算をお聞きしたいと思います。

55ページ、3款2項2目のそれぞれ保育園、小規模、家庭的保育、児童センター、放課後健全育成事業。この補助金、2種類、子ども・子育て支援交付金分新型コロナウイルス感染症対策補助金と保育対策総合支援事業費補助金分新型コロナウイルス感染症対策補助金。これの国からの補助金ということで、市との何かこういうことを使ってくださいという指示というか、決められているものがあるかどうかということと。

いわゆる、民間園とかに関しましては、本当にそれが子供たちの感染症対応に使われてるかっていうところは、どのように把握されていくのかっていうところを教えてくださいたいのと。

それから、先ほどの10款2項1目と10款3項1目の小学校と中学校の光熱水費の件で、多分、これ小学校も中学校も先ほどの御答弁でいくと全部の学校に当てはまることなのかなと思うんですけど。やはり、こないだから言ってるように、これだけ高騰してるもんですから、こうやって高騰して補正予算が出てきても太陽光パネルを付けるとか、そういう省エネに向けた動きはされないのかどうかっていうところについて教えてください。

それから59ページの10款5項2目の生涯学習施設管理運営事業の光熱水費、こちら85万7,000円上がっております、先日の説明では、地域交流施設ですよっていうお話があったんですけど、そうなると、これってたかぴあだけになるのかということ、もしもこれがたかぴあだけであれば、ほかの施設は大丈夫かなという心配もございますので、この内容について詳しくお聞かせください。以上です。

委員長 倉田委員。ほかに質問はありますか。まだありますか。

答（16） 御答弁によってはあります。

委員長 答弁を求めます。

答（こども育成） それぞれの補助金につきましては、コロナ対策に対して使用することっていうことは、補助金の要綱のほうには記入があります。また実績報告のほうも提出するように示されておりますので、そのように対応する予定です。

答（学校経営） 光熱水費の件で、太陽光発電を設置しないのかという御質問でございますが、先日の一般質問でも御答弁させていただきましたが、今のところ、学校のほうに太陽光発電を設置する考えはありません。

答（文化スポーツ） 補正予算書59ページ、生涯学習施設の光熱水費について御質問いただきました。ここの光熱水費は、地域交流施設の光熱水費で、現時点で補正をしないと、12月まで間に合わないというところで補正を計上させていただいております。

ほかの施設については、執行状況を見ながら不足するようなことがあれば、計上させていくということで考えております。

答（副市長） 今、学校の施設に、いわゆる太陽光というお話をいただいておりますが、太陽光につきましては、さきの一般質問のところでもお答えをしておると思うんですけど、全てを否定してはいませんので、私ども、必要な箇所、それから建物の状況、そういったものを踏まえて、そこは設置できるということであれば、きちんと検討して実施をしていきたいというふうに考えております。

委員長 答弁に関する質問でよろしかったですか。

問（16） 今の御答弁で、国からの要綱に従って、補助金のほう出しますよってことなんですけど、今回、消耗品は別で項目があるってことで、消耗品以外の部分というところで、具体的にこれって人件費とか、そういうものに使えるのかどうなのかなっていうところで、やはり、コロナウイルスで職場の職員が結構、子供の感染症に非常に気をつけているので、今までより、より一層、業務の負担が大きくなってるってこと

は現場のほうから聞いているものですから、その辺りを踏まえて、具体的にどのようなものに使えるのかを教えてくださいと助かります。

答（こども育成） 一例を挙げますと、保育対策総合支援事業費の補助金の交付要綱では、いわゆる、保育所等の改修費等の支援事業と保育環境の改善使用事業ということで、内訳としましては、新型コロナウイルス感染症対策の支援事業、感染症対策のための改修整備費事業、あと保育所等の事務効率化の推進事業として、ICT化の推進等業務、あと保育士の修学資金の貸付け等の業務等が対象となっております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第46号の質疑を打ち切ります。

（3）議案第50号 令和4年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第50号の質疑を打ち切ります。

（4）陳情第10号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（4） この陳情に関しては、賛成意見としてちょっと述べさせていただきます。教育現場、子供たちを取り巻く教育問題を抱えている中、

働き方改革によって教職員の業務改善を進めてるところではありますが、教育の質と確保が必要であり、教職員の多忙化解消についても課題が残っていると思います。子供たちにきめ細やかな指導をするためには、定数改善計画の早期策定・実施が必要であると考えております。

また、義務教育の国庫負担制度の堅持と、現在3分の1に引下げられている負担率を2分の1に復元することは、教育の一定水準確保のために必要だと考えており、子供たちが全国どこでもどこに住んでても均等に一定水準の教育を受けられることは大切なことと思いますので、賛成との意見として述べさせていただきます。

意（14） 全ての子供たちに行き届いた教育を行うためには、少人数学級の拡充を含めた定数改善計画は、不可欠であると思います。よって、陳情第10号には賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第10号についての意見を終了いたします。

（5）陳情第11号 防衛省によるミャンマー国軍士官・士官候補生の受け入れ中止を求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（10） 本陳情の内容については、国の外交問題であります国会で議論され対処されるべき問題であると考え、国に対しての要望は必要なく、この陳情に対しては反対とします。

意（14） 将来、民主主義や文民統制について、正しい認識を持った人材として、成長の兆しがあると考えられますので、この陳情11号には反対いたします。以上です。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第11号についての意見を終了いたします。

(6) 陳情第12号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために高浜市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(2) 私立と公立高校では、私立では施設や学校の方針など独自性があり充実しております。また、部活動とかに関しましても公立よりも非常に力を入れております。

そういった受益者負担ということで、ある一定の保護者の方の負担はやむを得ないというふうに考えております。また、高浜市の独自で補助金を出しております。これ県下で見ますと、補助金をやめている自治体もあることを考えますと、大変評価ができると考えております。したがって、私立高校に対する高浜市独自の授業料助成制度の拡充は必要ないというふうに考えておりますので、この陳情は市政クラブとして反対をさせていただきます。

意(14) 趣旨は賛成できますが、わかりますが、本市においては、他市と比べても遜色ない助成を行っています。よって陳情第12号は趣旨採択とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第12号についての意見を終了いたします。

(7) 陳情第13号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める  
陳情

委員長 意見を求めます。

意(2) こちら、市政クラブといたしまして、趣旨採択でお願いしたいと思います。

陳情にあるとおり、令和2年度から年収720万円未満の世帯まで、授業料と入学金の無償化を実現していて、必要に応じた措置が取られていると思っております。また現在、コロナ禍ということで国の財政状況も厳しい状況にありますので、さらなる拡充、充実に限界があると思っております。

陳情の趣旨は十分理解できますので、趣旨採択という形をとりたいと思っております。

意(14) 国や県の私学助成はかなり増額されており、多くの家庭で実質、授業料、入学金の無償化が実現されております。

趣旨は理解できますので、陳情第13号は趣旨採択としてお願いいたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第13号についての意見を終了いたします。

以上で付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

(1) 議案第45号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正  
について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第46号 令和4年度高浜市一般会計補正予算(第6回)

挙手多数により原案可決

(3) 議案第50号 令和4年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

委員長 次に陳情第12号及び陳情第13号について、趣旨採択とのご意見がありましたので、採決にあたり趣旨採択を入れていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、趣旨採択を入れて採決をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(4) 陳情第10号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情

挙手全員により採択

(5) 陳情第11号 防衛省によるミャンマー国軍士官・士官候補生の受け入れ中止を求める意見書の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

(6) 陳情第12号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために高浜市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情

過半数に至らず

(7) 陳情第13号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

挙手全員により趣旨採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任いただいでよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時41分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会委員